

●香川県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年7月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

指 定 年 月 日	事 業 所（ 施 設 ） の 名 称 及 び 所 在 地	事 業 者（ 開 設 者 ） の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類
平成24年1月1日	デイサービス桃の花 丸亀市飯山町川原185番地 1	社会福祉法人浩福会 丸亀市飯山町川原185番地 1	通所介護 介護予防通所介護
平成24年1月1日	ケアプランセンター正木 丸亀市飯山町川原185番地 1	社会福祉法人浩福会 丸亀市飯山町川原185番地 1	居宅介護支援
平成24年4月1日	善通寺市地域包括支援セン ター 善通寺市文京町2丁目1番 1号	善通寺市 善通寺市文京町2丁目1番 1号	地域包括支援セン ター
平成24年4月16日	介護老人保健施設松寿荘訪 問リハビリテーションセン ター 坂出市大屋富町3100番地26	社会福祉法人松寿会 坂出市大屋富町3100番地13	訪問リハビリテー ション 介護予防訪問リハ ビリテーション